

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康増進法関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多治見市は、健康増進法関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

多治見市

公表日

令和8年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法関係事務
②事務の概要	多治見市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 健康増進法に基づき、健康増進事業として実施する健康診査及びがん検診等の対象となる住民の確認を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表111の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・省令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項並びに第141条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項並びに第141条 ・健康増進法第19条の4 ・健康増進法施行規則第4条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233 多治見市役所 駅北庁舎 こども健康部保健センター TEL:0572-23-6187
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233 多治見市役所 駅北庁舎 こども健康部保健センター TEL:0572-23-6187
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	中間サーバ連携の際のみ住基情報の特定個人情報と紐づくものであり、特定個人情報を保有することはない。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 保健センター 高木 裕美	②所属長の役職名 保健センター所長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	なし	新たに追加	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目71番地の1 多治見市役所 駅北庁舎 市民健康部保健センター TEL:0572-23-6187	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233 多治見市役所 駅北庁舎 市民健康部保健センター TEL:0572-23-6187	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目71番地の1 多治見市役所 駅北庁舎 市民健康部保健センター TEL:0572-23-6187	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233 多治見市役所 駅北庁舎 市民健康部保健センター TEL:0572-23-6187	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	事前	
令和4年3月10日	I 関連項目 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月10日	I 関連項目 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし (健康増進法関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (健康増進法関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(102の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(102の2の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第50条) (※別表第二の102の2の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令(第50条) (※別表第二の102の2の項)	事前	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の76の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5 号) ・別表第一省令第54条	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表111の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定 める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・省令第54条	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制 限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第 四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進 事業の実施に関する情報であって主務省令で定める もの」が含まれる項(102の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第 二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実 施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含 まれる項(102の2の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第50条) (※別表第二の102の2の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令(第50条) (※別表第二の102の2の項)	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表139の項並びに第141条 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定 める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第 50条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表139の項並びに第141条 ・健康増進法第19条の4 ・健康増進法施行規則第4条の3	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年1月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人手を介在させる作業はない		[○]人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年1月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高いと考えられ る対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		2) 十分である 中間サーバ連携の際のみ住基情報の特定個人 情報と紐づくものであり、特定個人情報を保 有することはない。	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民健康部保健センター	こども健康部保健センター	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233 多治見市役所 駅北庁舎 市民健康部保健センター TEL:0572-23-6187	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233 多治見市役所 駅北庁舎 こども健康部保健センター TEL:0572-23-6187	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233 多治見市役所 駅北庁舎 市民健康部保健センター TEL:0572-23-6187	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233 多治見市役所 駅北庁舎 こども健康部保健センター TEL:0572-23-6187	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項並びに第141条 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項並びに第141条 ・健康増進法第19条の4 ・健康増進法施行規則第4条の3	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項並びに第141条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項並びに第141条 ・健康増進法第19条の4 ・健康増進法施行規則第4条の3	事後	